

推進資料2 インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の充実

通常の学級における各教科等の学びの過程において考えられる「困難さ」に応じた指導の工夫

通常の学級にも、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提とし、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行うために、学習活動を行う場合に生じる「困難さ」の状態を把握し、その「困難さ」に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが大切です。そのため、通常の学級においては、**(1)「指導の工夫」としてユニバーサルデザインの視点による授業づくりを行った上で、必要に応じて(2)「個別の配慮」(合理的配慮*1を具体化した支援の一つ)を提供することが求められます。**

(1) 通常の学級における「指導の工夫」(ユニバーサルデザインの視点による授業づくり)
 必要に応じて ※令和2年度北の教育要覧P11参照

(2) 通常の学級における「個別の配慮」
 各教科等の学びの過程において考えられる「困難さ」に対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要であり、各教科等の学習指導要領解説には、「困難さ」に対する配慮の具体例が示されています。個々の児童生徒によって学習活動を行う場合に生じる「困難さ」が異なることに留意し、それぞれの「困難さ」に応じた指導内容や指導方法を工夫することが必要です。

◇文章の内容を読み取ることが苦手なAさんの場合 【小学校算数科での配慮の具体例】

○「困難さ」の状態 **ステップ1**
 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい。

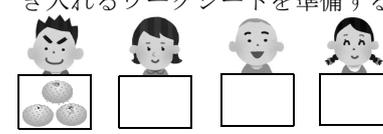
○指導の工夫の意図 **ステップ2**
 児童が数量の関係をイメージできるようにする。

○手立て **ステップ3**
 ①具体物を用いて動作化させる。
 ②図式化する。

〈学習問題〉
 みかんを1人に3こずつ、4人にくばります。みかんは、ぜんぶで何こありますか。

○問題提示の場面で (動作化)
 ①：みかんを3個ずつ4人に配る役割に指名する。

○自力解決の場面で (図式化)
 ②：1人分のみかんを示し、残り分をかき入れるワークシートを準備する。



【Aさんへの「個別の配慮」の評価】

- ・成果が見られる
→継続
- ・課題がある
→改善策を検討

ステップ1, 2, 3へ

改善策を検討する際は、**ステップ1**で児童生徒の実態把握が適切であったかを再度検討した上で、**ステップ2, 3**で具体的な手立て等について見直しましょう。各教科等の学習指導要領解説や教育支援資料等を参考にしながら、学級担任だけでなく、特別支援教育コーディネーターを含む複数の目で検討・確認することが大切です。



「個別の配慮」は、「合理的配慮」を具体化した支援の一つです。「合理的配慮」の内容を、保護者、関係機関、教職員で共有して実践したり、効果的な支援を引き継いだりするためにも、「**個別の支援計画*2**」に明記することが大切です。その効果を評価し、必要に応じて改善を図っていきましょう。以下に記入例を示します。

◇文章の内容を読み取ることが苦手なAさんに対する「合理的配慮」の個別の支援計画への記入例

項目	支援内容	支援機関・担当者	評価
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・場面が分かるように、動作化する機会を設定する。(合理的配慮) →算数科の場合：上記手立て① ・数量や言葉等の理解を促すためにイラストや文字カードを使う。(合理的配慮) →算数科の場合：上記手立て② 	学級担任 特別支援教育支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な学習で動作化する活動を取り入れたことで、具体的なイメージをもつことができ、内容の理解につながった。 ・イラストや文字カードを使用することにより、一人で考えることができ、効果的であった。

- * 1 合理的配慮**
 合理的配慮とは、障害のある幼児児童生徒が教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。その内容は、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3点から検討されます。①本人・保護者と合意形成を図り、②個別の支援計画等に明記し、③評価し、④次年度の担任、進学先等に引き継ぐことが重要です。
 →「合理的配慮」に関する参考資料
 ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」 国立特別支援教育総合研究所HP
 ・「教育支援資料」 文部科学省(平成25年10月) 文部科学省HP
- * 2 個別の支援計画**
 個別の支援計画は、保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関わる情報を共有化し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるものです。

* 1, 2 秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン(三訂版 増補版) * 1…P10, 11 * 2…P28, 29参照